動物レスキュー通信

2021年4月 第95号　（令和3年4月1日発行）

発行元
一般財団法人 国連世界動物救済支援機構 詩月財団

詩月（しづく）： 詩月財団 理事長
愛玩動物飼養管理士　一級
ペット災害危機管理士 三級
お問い合わせ ： sizuku.foundation@gmail.com

犬猫との生活　ペット共生住宅

私が子供の頃はワンちゃんと言えば庭先の小さな犬小屋に繋がれて生活しているのが当たり前でした。ネコちゃんはと言うと勝手気ままにお散歩に出かけ、２～３日帰宅しないこともありました。そしてマンションやアパートなどの集合住宅ではワンちゃん、ネコちゃんと共に暮らすという事は出来ない、と言うのが常識でした。しかし１９９７年頃に現国土交通省が「マンション標準管理規約」の改定を行ったことにより、集合住宅でのペットの飼養が検討されるようになったのです。その事によりペットを取り巻く環境が多く変わり始めました。２０００年頃からは飼い主さんのワンちゃん、ネコちゃんに対する考えも徐々に変化し、ペットと言う位置づけよりもさらに強い存在、パートナー、コンパニオンアニマル（伴侶動物）、家族と言う立場になりました。そして２００３年頃にワンちゃん、ネコちゃんの飼養環境が屋外での係留、外出自由の環境（屋外飼養）を室内飼養が上回ったのです。実はこの２００３年は１５歳以下の子供の数を犬と猫の飼養頭数が超えた年なのです。そこで大手住宅メーカーが本格的にワンちゃん、ネコちゃんと共生できる戸建て住宅への取り組みを開始したのです。もちろん２００３年以前にもペット共生住宅は存在していましたが、人間の快適さを重視したものであり、ワンちゃん、ネコちゃんに優しい設計にはなっていませんでした。しかし現在ではワンちゃん、ネコちゃんが快適に暮らせるように、その習性や生態、行動などを理解し、それらに基づいて設計され、いかにワンちゃん、ネコちゃんが幸せに暮らすことができるのかが研究され、商品づくりに生かされています。そこには一般的に飼い主さんのワンちゃん、ネコちゃんへの考え方が「家族」と言う風に変化したことが大きく影響しています。もちろん戸建て住宅だけではなく、集合住宅も変化しています。実は１９５４年以前は集合住宅におけるペットに対する規約はありませんでした。しかし１９９５年頃に日本住宅公団による集合住宅（いわゆる団地）の建設が開始され、どんどん普及して行きました。ペット飼養禁止が打ち出されたのです。それに倣い、他の民間の集合住宅でもペット飼養禁止を打ち出すようになったのです。それが広まり「集合住宅ではペットを飼う事ができない」と言うのが常識となったのです。しかしペットを飼養している家庭が増え、人とワンちゃん、ネコちゃんの関係が徐々に変化をはじめ、集合住宅に住む人々の中にペット飼養を希望する声が大きくなってきました。それを受けて１９９２年には東京都で集合住宅におけるペット飼養のルールつくりの必要性が提言されました。その後、集合住宅でペット飼養を可とする場合の管理規約例として「集合住宅における動物飼養モデル規程」作りが始まりました。そして先ほどもお話しましたが、現国土交通省が１９９７年にマンションの管理組合などが管理規約を作成する際に参考にする「マンション標準管理規約」を大幅に改定し、そこに「犬猫等のペット飼養に関する規定は、規約で定める事項である」と明文化されたのです。このことがきっかけとなり集合住宅でのワンちゃん、ネコちゃん飼養に関する見直しが行われ、ペット飼養可の物件が増えていったのです。

ペット共生住宅

ペット共生住宅はどんどん進化しており、ワンちゃん、ネコちゃんと共に暮らしている人も、そうでない人も同じ集合住宅で、より快適に暮らせるような工夫がされています。臭い対策や防音対策はもちろん、動物が苦手だという方にはエレベーター等でばったり会ってしまわないように事前に鉢合わせしないかがわかるような工夫がされているところもあります。人に対してだけではなく、ワンちゃん、ネコちゃん目線での安全性の確保や病気になりにくい環境を整えることも忘れていません。ベランダには転落防止のネット、キッチンには侵入防止のフェンス、感電防止が施された電気コード、滑りにくい床材やコーティング、上下運動しやすいキャットタワーの設置など、実に様々な工夫が凝らされているのがペット共生住宅です。ただ単にペットを使用することが許可されている「ペット飼養可住宅」とは考え方も設備も全く異なりますので、集合住宅を選ぶ際には気を付けてあげましょう。

飼い主さん、ワンちゃん、ネコちゃんが人生の大半を一緒に過ごす住宅。人にも動物にも優しい住環境を整えることは毎日の生活を楽しく幸せなものにするためにとても大切なことです。（詩月）